(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　愛媛県伊予市両澤字大山乙一、乙三から乙六まで、字長通甲九、甲一二の一、双海町串字宮ノ下乙七五八の一、字後口乙七六〇
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字中野一二八の一から一二八の三まで、一二八の六、一二九、一三四の三、一四四の五、字板屋二二九の一、二三〇の五、二四六の一、二四七の一、西臼杵郡日之影町大字見立字諸和久山三五七五、大字岩井川字中崎三八八九の一、三八九六の一、大字分城字大山八八一の一、五ヶ瀬町大字鞍岡字戸鼻六一六三の一一八から六一六三の一二二まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中野一二八の六・一三四の三・一四四の五・字中崎三八八九の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町西宇字西向一四九二の一〇、一四九二の一九、三好郡東みよし町東山字小見一二九の一、一二九の二、一三一、一三二、一六四の一、一六五の一、一六六の一、一七〇、一七一の一、一七二の一、一七二の二、一七三、一八一の一、一八一の二、二六一の一二、二六一の一五、二六一の二九、二六一の三〇、二六一の三二から二六一の三五まで、二六一の七二、二六一の七三、二六一の七六、二六一の七七、二六六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁並びに三好市役所及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町遊子谷二六二三、二六二四、二六二六から二六二八まで、二六三七、二六四〇から二六四二まで、二六六五、二六六六
(一)　指定の目的　水源のかん養
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町遊子谷二六二三・二六二六・二六二七・二六四一・二六四二・二六六五・二六六六（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、二六二八、二六四〇
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　愛媛県松山市窪野町甲一三七一の一、甲一三七二の一、甲一三七三、甲一三七六から甲一三七九まで、甲一三八二から甲一三八七まで、甲一三八八の一、甲一三八八の二、甲一三八九、乙五〇八の八三
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
窪野町甲一三七一の一・甲一三七二の一・甲一三七六・甲一三七八・甲一三七九・甲一三八三・甲一三八四・乙五〇八の八三（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市蔵川字長谷甲二七三七、乙九一五の一から乙九一五の三まで、乙九一六、長浜町今坊甲一八二六、乙二〇〇一の四、乙二〇一六、乙二〇二三、乙二〇二七の一
(一)　指定の目的　水源のかん養
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　愛媛県松山市九川乙九四三の三二、乙九四三の三三、乙九四三の四四から乙九四三の四六まで、乙九四三の五三
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）